

まちづくりガーデナー奨励金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は人と自然の豊かな調和を目指す環境立島「公園島淡路」の実現のため、淡路島で地域づくりに取り組む「まちづくりガーデナー」として活動できる人材づくりを支援するため、兵庫県立淡路景観園芸学校の「まちづくりガーデナー本科コース」又は「まちづくりガーデナーマスターコース」で学ぶ者に奨励金を交付するにあたり必要事項を定める。

(奨励金交付対象者)

第2条 奨励金交付対象者は、次の全ての要件に適合する者とする。

- (1) 洲本市、南あわじ市、淡路市のいずれかに居住していること
- (2) 兵庫県立淡路景観園芸学校が当年4月1日から翌年3月31日の間に実施する「まちづくりガーデナー本科コース」又は「まちづくりガーデナーマスターコース」を受講し、「まちづくりガーデナー」又は「まちづくりガーデナー・マスター」として兵庫県知事による認定証の交付を受けた者
- (3) 前号に掲げるコースを受講するに当たり、県・市及び県・市の関係団体が実施するほかの助成金の交付を受けない者
- (4) 淡路島で「まちづくりガーデナー」又は「まちづくりガーデナー・マスター」として活動している又は活動する予定である者

(奨励金額)

第3条 1万5千円を交付する。

(奨励金の請求)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、まちづくりガーデナー奨励金請求書(様式第1号)に添付書類を添えて翌年4月15日までに一般財団法人淡路島くふうみ協会(以下、協会という)へ提出しなければならない。

- 2 協会は、前項に規定する奨励金請求書のほか、必要があると認める書類の提出や説明を求めることができる。

(審査及び奨励金の交付)

第5条 協会は、前条の規定により奨励金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、採択となった申請者にはまちづくりガーデナー奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知の上、奨励金を交付する。また、不採択となった申請者にはまちづくりガーデナー奨励金審査結果(様式第3号)により通知をする。

(奨励金の取消し)

第6条 協会は、奨励金対象者が次の各号の一に該当すると認められるときは、交付を取り消し奨励金の返還を求めることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。